

新得町不育症治療費助成申請の流れ

不育症と診断される

●対象

- ①治療が行われた日に及び申請を行う日に妻が町内に住所を有しているかた
- ②申請を行う日において夫婦共に町税を完納しているかた
- ③同一の治療に対して、他の市町村から同種の助成を受けていないかた

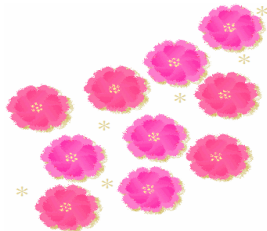
夫婦の前年度の合計所得が
730万円以上の場合

●治療期間終了後、町に助成の申請
を行う。【保健福祉課健康推進係】

～提出書類～

- ①不育症治療費助成金交付申請書
(町様式)
- ②不育症治療受診等証明書
(町様式)
- ③助成対象治療の領収書 (原本)

●町から助成額の決定通知書を送付し
指定の口座に振り込みます。



夫婦の前年度の合計所得が
730万円未満の場合

●治療期間終了後、北海道不育症治療
費助成制度の申請を最寄りの総合振
興局(保健所)に行く。

●道の助成額が決定となる。

●道の助成額が治療費用に満たない
場合は町に申請を行う。
【保健福祉課健康推進係】

～提出書類～

- ① 不育症治療費助成金交付
申請書 (町様式)
- ② 不育症治療費助成事業受診等
証明書
(道の申請時のコピー)
- ③ 助成対象治療の領収書
- ④ 交付額決定通知
(道の申請時のコピー)

●町から助成額の決定通知書を送付
し、指定の口座に振り込みます。